

続いて、第6の柱

『協働・共創による持続可能なまちづくり』についてであります。

まず、協働・共創のまちづくりにつきましては、その第一歩として、SNSや映像を活用し、時代に即したより分かりやすい市政の情報発信に努め、市民と情報の共有を図りながら、相互の理解を深めてまいります。

また、まちづくりセンター単位で開催している市民と語る会や、各種ワークショップの開催などにより、市民の皆さまが、市政やまちづくりに対し、気兼ねなく意見や考えを言える機会を、積極的に設けてまいります。

小さな拠点づくりにつきましては、研修会の開催などを通じて、市民が主体となってまちづくりへの参画や、機運を高めるとともに、「地域運営組織」の育成、その活動の支援について、県と連携を図りながら推進してまいります。

まちづくりセンターにつきましては、トイレ改修、エアコンの取り替えなど計画的に行ってまいります。また、志学まちづくりセンターにつきましては、老朽化や耐震化の対策が必要なことから、移転新築のための基本設計業務を行ってまいります。

移住・定住の推進につきましては、空き家の取得や改修などに対する助成、U・Iターン希望者を対象とする産業体験事業、25歳同窓会の開催など様々な施策を講じるとともに、空き家見学や企業見学などU・Iターン希望者のニーズに合わせた取り組みを行ってまいります。

また、東京・大阪・広島で開催されるU・Iターンフェアや相談会への参加や定住PRサイト「どがどが」や、ふるさと情報誌など内容の充実を図り、「ふるさと大田」の魅力を伝える情報の発信に積極的に取り組んでまいります。

ふるさと納税につきましては、全国から多くの皆様に、ご寄附いただけるよう、

その使い道を具体的にお示しするとともに、お礼の品としてお送りする本市の特産品の充実やPRを積極的に行い、自主財源の確保に取り組んでまいります。

行財政改革につきましては、健全な財政運営と効果的・効率的な行政運営を進めるため、「第4次行財政改革推進大綱」に基づく、事務処理システムの導入、RPAの利活用による“事務事業の見直し”や職員研修の充実による“人材育成”など、各種推進施策に取り組んでまいります。

公共施設の適正化につきましては、令和3年度末までとしている第1期計画で検討対象とした101施設の方向性を示すため、建物の状況や利用目的などをお示しし、利用者をはじめとする市民の皆さまとともに、施設総量の縮減に向けて検討してまいります。

また、利用目的を終え、用途を廃止した建物など、未利用となった市有財産につきましては、「市有財産処分利活用方針」に基づき処分や利活用を図ってまいります。